

第3期出雲市教育振興計画

(案)

出 雲 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	5
I 策定の趣旨	5
II 計画の位置づけ	5
III 計画の期間	6
IV 用語について	6
第2章 出雲市教育を取り巻く現状と課題	7
I 本市を取り巻く現状と課題	7
II 教育を取り巻く現状と課題	7
1. 幼児期の現状と課題	7
2. 幼児期の教育・保育施設の現状	8
3. 児童生徒の現状と課題	8
4. 学校における教育環境の現状と課題	9
第3章 出雲市教育の推進	11
I 出雲市教育大綱	11
1. 基本理念	11
2. 教育目標	11
3. 重点目標	11
II 体系図	12
III 施策の柱と取組	13
1. 教育を支える環境の充実	13
(1) 開かれた教育行政の推進	13
(2) 適正な教育環境の構築	15
(3) 危機管理力の向上	15
(4) 情報管理の適正化	16
(5) 学校事務の効率化	16
2. 「生きる力」の育成	18
(1) 確かな学力の定着と向上	18
(2) 幼児期の教育の充実	20
(3) 心の教育の推進	21
(4) 差別解消に向けた教育の推進	21
(5) 健康・体づくりの推進	22
(6) 科学館理科学習等の推進	22
3. 困難を抱える子どもの支援	24
(1) 特別支援教育の充実	24
(2) 不登校対策の充実	26
(3) いじめ問題対策等の取組	27
(4) 日本語指導の充実	27
4. 学校給食の充実	28
(1) 安全・安心でおいしい給食の推進	28
(2) 学校給食センターの再編整備	29
5. 学校施設の整備	30
(1) 耐震化の早期完了	30
(2) 新增改築事業の推進	30
(3) 施設環境の向上	31
(4) 大規模改造・営繕事業の推進	31

資料編

1	用語の解説	34
2	法令の解説	40
3	児童生徒等の現状	42
	(1)児童生徒数と規模別学校の推移	42
	(2)全国学力・学習状況調査 H28	42
	(3)特別支援学級の在籍児童生徒数の推移 H25～	43
	(4)通級指導教室に通う児童生徒数の推移 H25～	43
	(5)不登校児童生徒数(1,000人あたり) H25～	43
	(6)児童生徒のいじめ認知数(1,000人あたり) H25～	43
	(7)児童生徒の暴力行為発生数(1,000人あたり) H25～	43
	(8)日本語指導対象児童生徒数の推移 H25～	44
	(9)児童虐待相談数 H25～	44
	(10)耐震化の状況(非木造:小・中・幼)	45
	(11)学校給食における地元産食材の使用割合	45
4	出雲市教育大綱	46
5	第3期教育振興計画の策定経過	51
	(1)諮問書	51
	(2)委員名簿	52
	(3)開催状況	53

第1章 計画の策定にあたって

I 策定の趣旨

平成18年12月に教育基本法^{法令1}が改正され、国では教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な計画を策定することが義務づけられました。そして平成20年7月に教育振興基本計画が策定され、平成25年6月には第2期教育振興基本計画が策定されました。地方公共団体では、その計画を参考に、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関し基本的な計画の策定が努力義務とされています。

このことを踏まえ、出雲市では、平成23年5月に教育振興計画を策定し、平成25年8月に第2期教育振興計画を策定しました。第2期教育振興計画は、平成28年度までの計画としており、今回新たな第3期教育振興計画を策定するものです。

近年、急速に進展するIT技術や情報化、国際化に加え、個人の価値観の変化やライフスタイルの多様化に伴う社会情勢の変化など、子どもたちを取り巻く教育環境も年々変化してきており、それに対応すべき課題が増えています。

これらの課題に対応し、教育大綱に掲げる基本理念を実現するため、この第3期教育振興計画を策定します。

II 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法^{法令1}第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定します。さらに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律^{法令2}第1条の3の規定により、平成28年9月に市長が策定した、出雲市教育大綱の趣旨を踏まえたものです。

また、『出雲未来図（2012～2021）』に掲げられたまちづくりの基本方策のひとつである「人材育成都市の創造」の中の教育部門の構想・計画を総合的・具体的に表すものであり、出雲未来図の『後期基本計画（2017～2021）』と整合を図ります。

また、本市教育委員会は、学校教育に特化していることから、市長部局へ補助執行している教育分野については、幼児教育を除き本計画には掲載しません。

Ⅲ 計画の期間

本計画は、出雲未来図後期基本計画（2017～2021）との整合を考慮し、計画の期間は、平成29年度（2017）から平成33年度（2021）までの5年とします。

Ⅳ 用語について

本計画において記述する用語の定義は、次のとおりとします。ただし、固有名詞や常套的表現等については除きます。

用語	定義
幼児	おおむね2歳から義務教育年齢に達するまでの者
園児	幼稚園に在籍する者
児童	小学校に在籍する者
生徒	中学校に在籍する者
幼稚園	市立幼稚園
保育所等	認可保育所、幼保連携型認定こども園
学校	市立の小学校及び中学校
学校教育	学校で実施される教育
幼児教育	幼稚園、保育所等で実施される幼児を対象とした教育
幼児期の教育	幼児の家庭での教育と幼児教育
教員	教頭、教諭、講師等
教職員	「教員」に校長（園長を含む。）、事務職員等を加えたもの。

(1)文中に※印を記した用語は、34ページから解説を載せています。

(2)文中で示した法令は、40ページから関係条文を載せています。

第2章 出雲市教育を取り巻く現状と課題

I 本市を取り巻く現状と課題

近年の本市の人口は、平成12年をピークに逡減傾向にありましたが、平成27年の国勢調査では、前回平成22年に比べ県内で唯一、わずかながらも人口が増加しました。地域的にみると、特に周辺地域においては過疎化が進行し、集落の維持さえも危惧されますが、その一方で、中心部では都市基盤整備等に伴い人口が増加するなど、人口の偏在化が進んでいます。

自然動態（出生・死亡による人口の動き）については、平成15年から死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。また、14歳までの年少人口は、平成2年以降は長期的に減少傾向が続いており、平成7年以降は65歳以上の老年人口を下回っています。

一方、社会動態（転入・転出による人口の動き）については、平成22年以降は微増傾向にあります。要因としては、近隣自治体からの転入増と、市内企業に勤める外国人の転入増が挙げられます。

市では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年10月に策定し、人口減少がもたらす課題解決に向け取り組んでいます。教育分野においては、幼少期からのふるさと教育・キャリア教育の充実等により、ふるさとに愛着と誇りを持つ心を醸成し、若い世代の定住を進めていく必要があります。

II 教育を取り巻く現状と課題

1. 幼児期の現状と課題

幼児期は、その時期にふさわしい生活や遊びを通して心情、意欲、態度、基本的な生活習慣、知的な発達、創造性や社会性など、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。

また、子育ての第一義的責任は保護者にあり、特に幼児期の教育においては、家庭での教育の役割は大変大きいものがあります。

しかしながら近年の幼児の育ちについては、基本的な生活習慣が身に付いていない、他の人とのかかわりが苦手である、自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない、運動能力が低下しているなどの課題が指摘されています。

その背景には、少子化、核家族化、都市化、情報化など社会の急激な変化や人間関係の希薄化、地域におけるつながりやかかわりの希薄化など、子どもを取り巻く環境の変化があげられます。

このような状況は本市も例外ではなく、本市においても、全ての子どもが等しく質の高い幼児教育を受けられる環境整備が求められています。これに加えて、近年、全国的に発達支援が必要と思われる子どもが増加傾向にあり、本市でも、個にあった支援、子どもの成長の段階に応じて一貫した支援ができる体制の整備が求められています。

2. 幼児期の教育・保育施設の現状

現在本市には、27の幼稚園、51の認可保育所^{※1}（市立4、私立47）、3つの私立幼保連携型認定こども園^{※2}があります。そのほか、市が独自に認定した3つの認定保育所^{※3}などの施設があります。

幼稚園は、市域全体でみると、地域によって配置に濃淡があるなど、必ずしも均衡のとれた配置とはなっていない状況にあります。幼稚園全体の園児数は、近年毎年減少し続けてきましたが、平成28年度は、ほぼ前年並みの人数となっています。そのような中、園児数及び学級数が減少し、将来的に集団での教育が困難になることが懸念される幼稚園もあります。

一方で、保育所等においては、毎年定員枠の拡充が図られているにもかかわらず、入所できない児童がなくなる状況にあります。

近年、社会・経済環境の変化から、家庭や地域で子ども同士が関わる機会が減少しており、幼稚園・保育所等における集団教育・保育の必要性が高まっています。また、これらの施設と保護者との関わりを通じて、家庭の教育力を高めていく必要性があります。

このような現状をふまえ、市及び教育委員会には、幼児期に全ての子どもが等しく質の高い幼児教育を受けられる環境を整え、小学校へつなげていくことが求められています。

3. 児童生徒の現状と課題

平成28年度に、本市には、分校を含み、小学校が38校、中学校が15校あり、約9,500人の児童と約5,000人の生徒が学んでいます。

学力においては、平成28年度に学力調査と同時に行った児童生徒の意識調査で、「家の人から言われなくても進んで勉強している」、「家で、自分で計画を立てて勉強している」と答えた児童生徒の割合が全国平均と比べて高いものの、中学生の家庭学習の時間が全国平均を下回っている実態や、経済的な支援が必要な家庭が増えている状況から、学習習慣の定着

化に向けた支援を充実していく必要があります。

一方で、「地域の行事に参加している」児童の割合は高く、地域で子どもを育む様子が伺えます。これからも、家庭や学校はもちろんのこと、地域社会の多彩で継続的な支援を得て、児童生徒の育成に取り組むことが大切です。

また、決まった時刻に起床や就寝する、毎日朝食を摂る児童生徒の割合は高く、健やかな体づくりのベースはありますが、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットを平日に1時間以上している児童は12.7%、生徒では39.2%と、生活習慣上の課題もあります。

子どもの体力や運動能力に関しては、文部科学省の平成27年度の体力・運動能力調査によると、近年、全国的に緩やかに向上しているものの、握力とボール投げが低下傾向にあります。これは、日常生活の中で力を発揮する機会がなくなり、遊びの中で投げるといった機会が減っていることなどが根底にあると分析されています。本市の結果をみると、低下傾向にある全国平均と比べても握力やボール投げの数値が低く、幼児期からの外遊びや日常生活の中で体を鍛える機会を充実していく必要があります。

特別な支援が必要な児童生徒の割合は、年々増加しており、特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加とともに、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数も増加傾向にあります。また、それに伴って、通級指導教室^{※4}を利用する児童生徒数も増加しており、特別な支援が必要な児童生徒への対応が、これまで以上に重要になることが考えられます。

いじめや問題行動、不登校^{※5}については、引き続き重要な課題であり、専門機関や関係機関等との連携を強化し、各種の取組を行うことが必要です。

また、外国籍の児童生徒数の増加に伴い、対応する教員や施設設備の整備などの課題が増大しています。

4. 学校における教育環境の現状と課題

平成28年3月に実施された島根県教職員の勤務実態調査では、本市小学校で、平日の時間外勤務が2時間以上と回答した教職員が58.7%、中学校で61.6%という状況であり、残業が恒常化している様子が伺えます。教材研究、成績処理等の業務のほか、校務分掌にかかる業務、各種調査の対応など年々教職員の業務量は増加しており、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するために、また健康で働き続けるためにも、今後も事務改善・効率化を図り、学校現場の多忙感軽減を図っていく必要があります。

また、児童生徒数の減少に伴い、特に小学校において、小規模校^{※6}化が進んでいます。学校再編により適正規模校^{※7}化を図り、より望ましい教育環境の整備が必要です。一方で、大規模校^{※8}の教育環境の充実や、小規模校における教育の充実も図っていく必要があります。

学校施設の耐震化については、優先課題として取り組んでいますが、耐震化率は平成28年3月末で88.6%であり、全国平均の98.1%より9.5ポイント低い状況です。児童生徒、教職員の安全に直結する課題であるとともに、災害時の避難所としての機能も有することから、計画的な取組が必要です。

また、市内6カ所にある学校給食センターは、一番古い施設で築後36年になり、老朽化が進んでいます。施設の改築や統廃合などの再編整備を進め、より衛生的で効率的な学校給食の提供をめざす必要があります。

第3章 出雲市教育の推進

I 出雲市教育大綱

1. 基本理念

家庭・地域・学校で育む出雲の教育
～出雲の未来を切り拓くしなやかでたくましい人づくり～

2. 教育目標

- 豊かな心と健やかな体を持ち、自信をもって生きぬく人を育てます
- ふるさとへの誇りと愛着を持ち、社会の発展に寄与する人を育てます
- 確かな学力と豊かな創造性を持ち、広い視野で世界にはばたく人を育てます

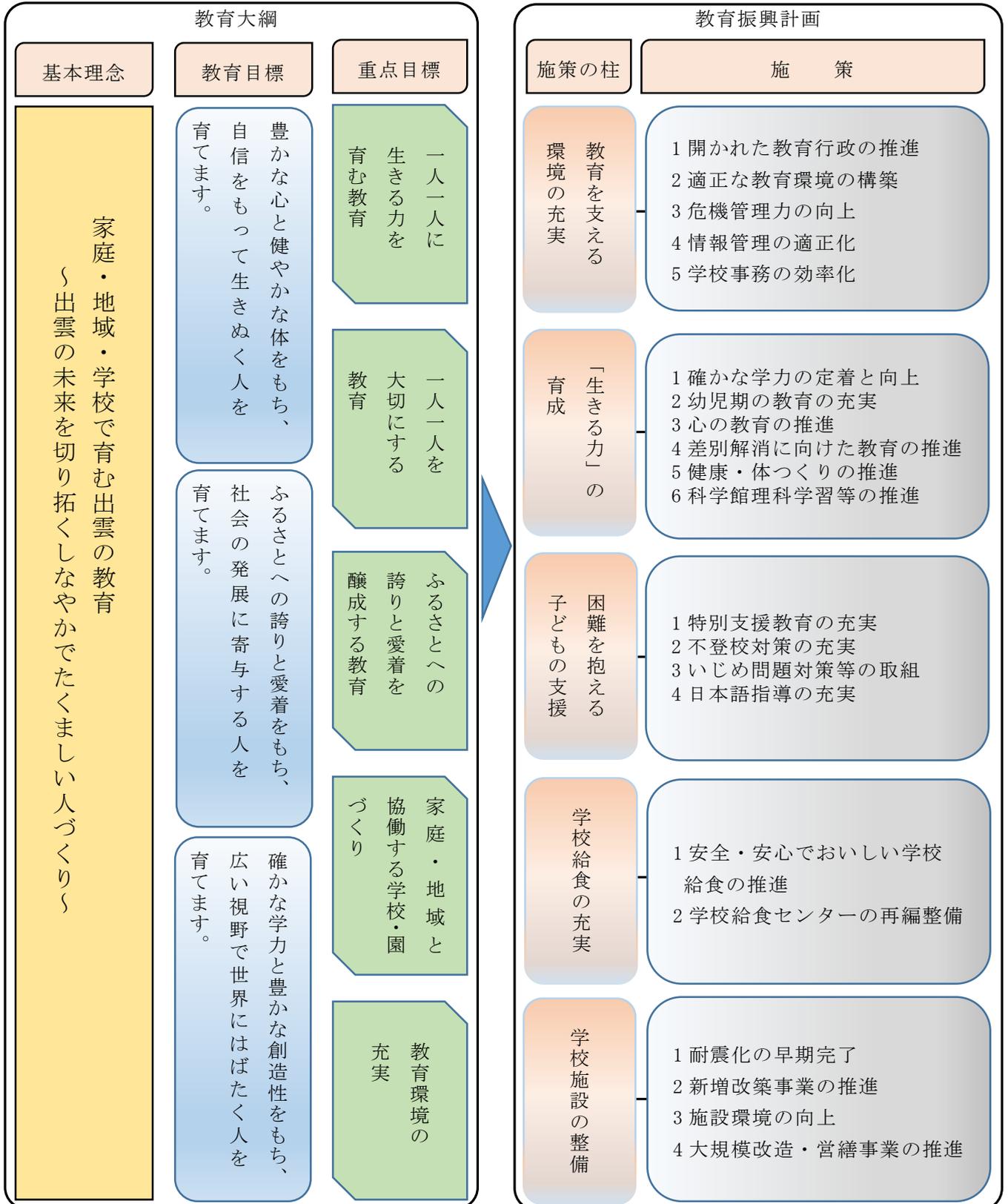
3. 重点目標

- 一人一人に生きる力を育む教育
- 一人一人を大切にする教育
- ふるさとへの誇りと愛着を醸成する教育
- 家庭・地域と協働する学校・園づくり
- 教育環境の充実

II 体系図

出雲未来図

まちづくりの将来像；げんき、やさしさ、しあわせあふれる縁結びのまち 出雲
 将来像実現への基本方策；人材育成都市の創造—生きる力と夢を育む教育体制の充実



Ⅲ 施策の柱と取組

1 教育を支える環境の充実

- (1) 開かれた教育行政の推進
- (2) 適正な教育環境の構築
- (3) 危機管理力の向上
- (4) 情報管理の適正化
- (5) 学校事務の効率化

学校教育・幼児教育を推進するうえで、その環境を整えることは、幼児・児童生徒の安全・安心や学習意欲の向上に直結し、教職員の士気にも影響します。地域が学校を応援し、その中で教職員が安心して職務に集中でき、幼児・児童生徒が快適に学習・活動に集中できる教育環境をめざします。

本市では、すべての学校・幼稚園に地域学校運営理事会^{※9}や幼稚園運営協議会を設置しています。このことにより、家庭・地域が学校・幼稚園運営に関わることで学校・幼稚園を応援し、支えています。今後も、組織の活性化と活動の充実に取り組みます。

また、平成24年に策定した「出雲市立小中学校再編方針^{※10}」及び「出雲市立幼稚園の閉園に関する方針^{※11}」に基づき、教育効果を一層高めていくための取組も継続します。

(1) 開かれた教育行政の推進

① 地域学校運営理事会の充実

本市では、平成18年度に全国に先駆けて、市内全学校で地域学校運営理事会が発足し、家庭・地域・学校の三者協働による教育体制づくりを進めてきました。

地域学校運営理事会は、学校の教育方針や教育課程の編成に関する基本方針などの承認に関わるとともに、学校の運営や、地域や学校のニーズに的確に対応できる教職員の確保などについて意見を述べ、運営に対する評価を行います。制度発足以来、10年以上の運営実績があり、後に合併した斐川地域でも、3年以上の取組を行っています。これまでに各校で保護

者や地域住民が学校運営に直接参画・協働できる体制が整備され、スムーズな運営が行われています。今後も、活動の充実を図り、家庭・地域・学校の協働により、地域に開かれた、信頼される学校づくりを進めるとともに、より多くの市民に関わっていただけるよう、制度の周知をさらに図っていきます。

②幼稚園運営協議会の充実

本市では、学校における地域学校運営理事会の幼稚園版として、平成25年度に市内全幼稚園で幼稚園運営協議会が発足しました。

幼稚園運営協議会は、幼稚園の経営計画や教育課程の編成に関する基本方針などの承認に関わるとともに、職員の採用その他の任用に関する事項などについて意見を述べ、幼稚園の運営に関する評価を行います。

今後も幼稚園運営協議会の活動を継続・充実させ、家庭・地域・幼稚園の協働により、幼児の健全な育ちを支え、地域に開かれた幼稚園づくりを進めます。

③教育政策審議会の開催

地域学校運営理事会の理事や学識経験者等、多様な市民代表による審議・提言機関である「出雲市教育政策審議会^{※12}」を引き続き設置し、教育施策に関する基本的な考え方及び重点的な教育活動等に関し調査及び審議を行い、教育施策に反映させます。

④有識者による事務事業の点検・評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律^{法令²}に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価等を行い、教育施策の充実・改善を図ります。

⑤市と教育委員会の連携強化

総合教育会議^{※13}において、市長と教育委員会が重要な教育課題について定期的に協議・調整を行い、両者の連携により充実した教育行政を推進します。

また、平成27年度から、国において子ども・子育て支援新制度^{※14}が施行されました。制度施行を前に、本市は平成26年度から幼稚園、保育所等の入園・入所手続き窓口を市長部局に一本化しました。

新制度の趣旨をふまえ、市長部局と密接に連携し、幼稚園、保育所等において幼児教育の質の向上を図ります。

(2) 適正な教育環境の構築

①学校の再編

平成24年9月に策定した「出雲市立小中学校再編方針」に基づき、児童生徒にとって等しく良好な教育環境を確保し、教育効果を一層高めていくため、地元と十分に議論・協議しながら、学校の再編統合を進めていきます。

②幼稚園の適正規模化と認定こども園化の検討

子どもの個性が育ちあうためには、どのように集団形成を行い小学校教育に接続するのが望ましいかについて、日々の教育実践・研究を通じて明らかにし、幼児教育の内容や方法に関するモデルを示すことが、幼稚園の重要な役割の一つです。そのためには、地域の実態も考慮しながら一定の規模を維持することが求められます。

こうした教育的役割を果たすことが著しく困難になった園については、平成24年に策定した「出雲市立幼稚園の閉園に関する方針」により、“学級数1以下の状態が2年続く”場合は、地元の了解を得ながら、閉園を検討します。

また、園児数が減少している幼稚園のうち、今後もさらなる減少が懸念される園については、幼児教育の質を維持しながら地域の子育て支援ニーズを満たすという観点から、認可保育所を運営する社会福祉法人等への譲渡などによる認定こども園化を検討します。

(3) 危機管理力の向上

①教育委員会と学校の連携強化

教育委員会内に危機管理幹^{※15}を配置し、危険が発生した場合の学校等からの情報の一元化、学校等への情報提供、明確な指揮命令系統により、適切かつ迅速な対応を行います。

②学校等における危機管理体制の確立

学校及びその他の教育施設において、教職員の危機管理意識を高め、危機管理マニュアル^{※16}の充実、訓練等の実施により、自然災害や事故、不審者など、あらゆる危機の未然防止に努めるとともに、適切な対処が行えるよう、危機管理体制を確立します。

③子ども安全対策の充実

児童生徒の安全確保について、学校における安全教育を推進するとともに保護者・地域・関係機関等と連携した取組を進めます。

学校における防犯教室・不審者対応訓練の取組については、出雲市子ども安全センター^{※17}により支援するとともに、近年増加するインターネット被害については、児童生徒への情報モラル教育や保護者への啓発活動を推進し、警察等との連携を図りながら児童生徒の犯罪被害防止に取り組みます。

また、出雲市通学路交通安全プログラム^{※18}に基づき、合同点検の実施や出雲市通学路安全推進会議^{※19}による対策検討を行い、道路管理者、学校関係者、地域、警察等との連携を図りながら通学路の安全対策に取り組みます。

(4) 情報管理の適正化

①いずもオロチネットのセキュリティ対策の強化

教育の情報化に伴う情報セキュリティを確保するため、市内学校と教育委員会を繋ぎ、教育・校務に関して運用している市教育ネットワーク「いずもオロチネット^{※20}」のセキュリティ対策の強化を図ります。

②学校における情報セキュリティの推進

学校における個人情報をはじめとするあらゆる情報を適切に運用・管理するため、「出雲市立小中学校情報セキュリティ基準^{※21}」を見直し、教職員に対する研修の充実により、教職員の情報セキュリティ意識の向上と実践の徹底を図ります。

(5) 学校事務の効率化

①学校事務の改善

教職員の多忙感軽減に向けて、学校事務改善委員会^{※22}を定期的で開催し、教育委員会、学校事務支援グループ^{※23}及び学校における事務改善を検討するとともに、国、県に対して積極的に改善の働きかけを行います。あわせて、学校独自の事務等の改善を促します。

②校務支援システムの効果的活用

学校現場の多忙感軽減と教育力向上に向け導入している校務支援システム^{※24}を有効に活用し、学校事務の定型的かつ画一的な事務の効率化を

進めていきます。

また、校務支援システムが学校現場のニーズに合うよう、学校現場の意見を聞きながら適宜改修を行うとともに、操作研修等運用支援の充実を図ります。

2 「生きる力」の育成

- (1) 確かな学力の定着と向上
- (2) 幼児期の教育の充実
- (3) 心の教育の推進
- (4) 差別解消に向けた教育の推進
- (5) 健康・体づくりの推進
- (6) 科学館理科学習等の推進

情報化や国際化など変化の激しい社会を生きぬく子どもたちに必要な力は、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する確かな学力、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」です。

「生きる力」を育むために、学校だけでなく、家庭や地域、関係機関と連携した教育を推進するとともに、小学校と中学校と幼稚園・保育所等が一層連携を強化し、一人一人の適性或資質を大切にして、その可能性を伸ばしていく取組を行います。

(1) 確かな学力の定着と向上

①ふるさと・キャリア教育の充実

学校において、地域で活躍する人々からその生き方を学んだり、自然・歴史・文化等を通してふるさと出雲の素晴らしさを学んだりできる学習が効果的に実施されるよう支援を行い、ふるさとに誇りと愛着を持ち、夢や目標を自らの力で実現しようとする児童生徒を育成します。

また、地域の企業等と連携して取り組む体験学習等を通して、ふるさと出雲で働くことの意義や素晴らしさを学ぶとともに、望ましい勤労観と職業観の育成を図り、「人間関係形成能力」や「意思決定能力」などこれからの社会をたくましく生きぬく力を育みます。

さらに、ふるさと出雲への関心と知見を深めるため、小学校3・4年生で使用する社会科副読本「わたしたちの出雲市」の内容を見直し、様々な学習で活用される資料となるよう編集を行います。

②教員の授業力の向上

児童生徒の学力を支えるには、「質の高い授業への改善」は不可欠な要素であり、その改善を図るために授業力向上のための指導者を各学校に派遣し、授業や学力向上策に対する指導助言を行います。

また、学習指導要領改訂への対応として、アクティブラーニング^{※25}の視点も取り入れた授業づくり・授業改善等に関する研修会を充実させ、計画的に実施していきます。

③学習習慣の定着化

児童生徒がそれぞれの家庭で取り組む学習は、学力を支える大切な要素です。児童生徒が参加しやすく、安全で継続的に取り組める自主学習の場として、通学する学校での放課後等を活用した学習活動を支援し、児童生徒の学習習慣の定着を図ります。

また、各学校が作成している「家庭学習の手引」を活用し、家庭学習の習慣化を保護者・児童生徒・教員が一体となって推進していきます。

さらに、学力育成と相関関係のある学習習慣・生活習慣について、家庭及び地域への働きかけを強化します。

④国際理解教育の推進

グローバル人材の育成が求められる中で、国際的な視野に立って物事を考え、行動する力を育てるため、コミュニケーション能力や表現力などの向上を図ります。そのため、小学校には、全ての外国語活動に英語指導助手^{※26}を派遣し担任の補助を、中学校には、英語授業に週1回外国語指導助手^{※27}を派遣し英語指導教員の補助を行います。

また、総合的な学習の時間等に外国語指導助手を派遣し異文化を理解するとともに、これを尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく資質や能力の育成を図ります。

さらに、小学校高学年での外国語教科化や中学年における外国語活動の本格実施に向けて、教育課程及び教材教具の研究、指導体制の検討、教員研修などを実施します。

⑤学校図書館活用教育の推進

学校図書館を活用した学習を推進し、児童生徒の読解力・思考力・表現力等を培い、読書を通して豊かな心を育むために、学校司書の配置校の拡大に努めつつ、各学校での読書活動の推進と調べ学習への支援を行います。

また、市の学校図書館支援センター（出雲中央図書館内）と連携しながら

ら、学校図書館システムの統一化を図り、学校図書館の環境の充実をめざします。

⑥ ICT活用教育の推進

すべての学校に実物投影機やプロジェクターなどのICT機器を配置し、視覚的な効果を利用したきめ細かな学習指導を行い、児童生徒一人一人の学習意欲や学習理解を高めます。

また、タブレットパソコンや電子黒板などのICT機器をモデル的に導入し、全ての学校への拡大をめざします。

⑦ 保幼小中連携の推進

幼児期の教育と小学校教育の接続及び小学校教育と中学校教育の接続を円滑に行うため、保幼小連携推進委員会及び小中連携推進委員会を設け、計画的に連携事業を支援します。

保幼小連携では、市内一斉の保幼小交流の日^{※28}の開催や連携推進の啓発リーフレットの作成、保・幼・小・中教職員等の合同研修の実施等を行います。

また、幼児から中学生までが同じ期間に生活習慣チェックを行うなどの校種間の「縦の連携」や、同じ中学校に進学する小学校同士が合同で活動する「横の連携」の充実も図り、保・幼・小・中の子どもと保護者が感じる就学不安や環境変化への戸惑いを軽減できるよう、より密接な連携を図ります。

小中連携では、各中学校区における連携事業や教職員研修の推進を図るとともに、義務教育学校^{※29}についての検討を進めます。

(2) 幼児期の教育の充実

① 教職員等の資質の向上

幼稚園・保育所等において、質の高い幼児教育が提供されるよう、幼稚園・保育所等の合同研修を実施するほか、各種の研修を支援します。

また、幼児教育指導員^{※30}を配置し、幼稚園・保育所等への巡回訪問等を行い、幼児教育の充実を図ります。

② 幼稚園等における子育て支援の推進

幼稚園における在園児を対象とする一時預かり事業（幼稚園型）^{※31}の未実施園での実施については、保護者ニーズの高い園から進めていきます。

また、幼稚園は、幼児期の教育に関する相談に応じたり、保護者同士の

交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めます。

このほか、年中児発達相談事業^{※32}により、子どもの成長・発達の様子や、保護者の様々な育児不安等を把握し、早期から子どもや保護者に必要な支援を行います。さらにこの事業により、在籍園と小学校の情報連携を図り、幼児の円滑な就学につなげます。

(3) 心の教育の推進

①生命（いのち）を考える教育の充実

青少年の非行・被害防止全国強調月間を含む6・7月と全国子ども・若者育成支援強調月間の11月に、市内の学校が一斉に取り組む「生命（いのち）を考える教育」の集中期間を設け、児童生徒の心を揺さぶる生命（いのち）の教育を推進します。生命（いのち）の尊さや人権尊重をテーマにした集会や公開授業等を通して、児童生徒だけでなく、保護者や地域とともに考える取組を行います。

②道徳教育の充実

教科化される道徳に関する研修の実施や指導資料の提供などにより、教職員の指導力の向上を図り、道徳教育の一層の充実に努めます。また、学校の教育活動全体で、自分自身を理解すること、他の人を思いやること、集団や社会との関わりを理解すること、自然や美しいものに感動することを通じて、豊かな人間性の育成に努めます。

(4) 差別解消に向けた教育の推進

①教職員の人権意識の高揚と指導力の向上

同和教育は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、すべての人々の人権が尊重される民主的な社会の実現をめざして取り組む教育活動であり、同和教育啓発指導員が年2回以上、各学校を訪問し、同和教育に関する校内研修や同和问题学習の内容等に関する指導を行います。

また、各種研修会や指導資料の充実に努め、教職員の人権意識の高揚と指導力の向上を図ります。

②同和问题をはじめとする様々な人権課題に関する学習の充実

同和问题はまだ解決していないという認識に立ち、児童生徒が部落差別に対する認識を深め、差別をなくしていこうとする意欲と実践力を身につ

ける必要があります。

また、LGBT^{※33}、DV^{※34}など様々な課題についても、教職員と児童生徒の理解を深めるとともに、自分の人権とともに他の人の人権を守るための実践行動につながる人権意識を培うことが求められます。

そのため、計画的・系統的な同和問題学習や、児童生徒の発達段階に応じた様々な人権課題に関する学習を計画的・効果的に実施します。

（５）健康・体づくりの推進

①食育の推進

担任と栄養教諭等が連携して食に関する授業の推進に取り組むとともに、学校給食を通じて、食への関心を高め、食と成長に関して正しい理解を図ります。

②健康と体力の増進

幼児教育においては、幼児が遊びや生活の中で「おもしろく」、「夢中になる」運動遊びなど、体を動かしたくなるような環境や機会の提供に努めるとともに、幼児が体を動かすことを心地よく感じられるよう保育実践を進めます。

学校においては、栄養バランスのとれた食事や、規則正しい生活リズムの定着などについての指導の充実を図ります。また、毎日一定時間、すべての児童生徒が「適度な運動」をする時間を継続的に設定することで、健康と体力の増進を図るとともに、生涯にわたって運動に親しむことができる資質の育成を図ります。

さらに、学校における体育的活動の推進、国、県と連携した体力テストの実施や、それに基づく体力向上推進計画の策定等により、各学校でバランスのとれた体づくりを進めていきます。

こうした幼児期からの基本的生活習慣の確立や運動指導等を通して、健やかな心と体づくりを推進します。

（６）科学館理科学習等の推進

①理科学習の推進

科学館において、学校ではできない高度な装置、機器を使った創造的な体験・実験学習を行い、児童生徒の理科や科学への興味・関心を高めることで、自主的・主体的に学ぶ姿勢を育むとともに、課題解決能力の向上を図ります。学習内容については、科学館での学習がより効果の高いものとなるよう理科学習内容検討委員会^{※35}において検討し、一層充実を図って

いきます。

また、教員の理科の授業力向上を図るため、実践的な指導方法についての教員研修を行います。

②科学への興味関心を高める生涯学習の充実

子どもから大人まで幅広い市民を対象として、各種の実験・ものづくり教室を開催します。また、近年関心や話題性の高いテーマでの企画展、講演会等を開催します。これらを通して新たな発見や感動を共有していくことで、科学技術に関する興味や関心を高めて知識や技術の向上を促し、本市の人材育成に努めます。

3 困難を抱える子どもの支援

- (1) 特別支援教育の充実
- (2) 不登校対策の充実
- (3) いじめ問題対策等の取組
- (4) 日本語指導の充実

学習上や生活上の困難を抱え、特別な支援を必要とする幼児・児童生徒の増加や障がいの多様化・重複化に対しては、関係機関が連携し幼児期から継続して切れ目のない支援を行うことにより、一人一人を大切にする特別支援教育の充実を図ります。

また、いじめ・不登校・問題行動等、生徒指導上の問題の解決も、学校の喫緊の課題となっており、未然防止はもとより、早期に発見し組織的に対応するとともに、関係機関等と連携した支援体制の充実・強化を図ります。

加えて、近年、急激に増加している日本語指導が必要な児童生徒に対する教育支援にも努めます。

これらの取組を通して、幼児・児童生徒の進路の保障や社会的自立をめざします。

(1) 特別支援教育の充実

①就学相談の充実

特別な支援が必要な児童生徒やその保護者への支援を一層推進するため、特別支援教育指導員^{※36}や心理相談員^{※37}を配置して、就学相談や教育相談の充実を図ります。

また、特別な支援が必要な幼児・児童生徒について、関係機関との連携のもと、長期的な見通しをもった個別の教育支援計画「出雲市子ども支援ファイル」を作成し、一人一人の個性に応じた適切な支援を、就学先や進学先へ繋がります。

②学校における特別支援教育の充実

校長が指名する特別支援教育コーディネーター^{※38}を中心として、各学校における特別支援教育の取組を充実します。

また、特別支援教育推進委員会^{※39}の委員が学校の巡回相談を行い、校内支援体制、対象児童生徒の指導計画等についての指導・助言を行います。

③通級指導の充実

通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、各教科などの指導は通常の学級で行いながら、必要に応じて通級指導教室で障がいに応じた特別の指導を行います。この指導を円滑に行うため、通級指導教室指導員^{※40}を配置し、入級に伴う状況把握と、児童生徒の在籍校と通級指導教室設置校との連絡・調整を行います。

また、担当教員の複数配置や増員を県へ要望するとともに、通級指導ヘルパー^{※41}の配置やタブレット端末の導入などの学習環境の整備を行い、通級指導の充実・強化をめざします。

④障がい者理解教育の推進

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律^{法令3}（通称：障害者差別解消法）に定める「合理的配慮の提供」や「不当な差別的取扱いの禁止」に学校が取り組むことはもとより、学校において障がいに対する適切な知識を得る機会を確保し、児童生徒の自己理解と他者理解が深まるように障がい者理解教育を推進します。

⑤スクールヘルパー事業の推進

肢体不自由や自閉症など日常的に介助を必要とする児童生徒に対する特別支援介助者^{※42}や保育の補助を行う特別支援補助教諭^{※43}を配置し、きめ細かな支援を行います。

また、通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒に対して、学校教育を支援していただく特別支援教育補助者^{※44}や給食時の介助などを行う幼稚園ヘルパー^{※45}の協力を得ながら、それぞれの幼児・児童生徒に応じた支援に努めます。

⑥幼稚園・保育所等における特別支援教育の充実

幼稚園においては、インクルーシブ教育^{※46}推進のため、特別支援補助教諭等の配置を行い、全ての園児が共に学び育つ教育環境の整備に努めます。特に、今市幼稚園、中央幼稚園を特別支援拠点園として、特別な支援

を要する園児の受入れ枠を設定し、積極的な受入れを行います。

また、今市幼稚園には、専門的な知識を有する幼稚園教員を配置し、巡回指導等を通じて全幼稚園の特別支援教育の充実を図ります。

このほか、幼稚園・保育所等に在籍する幼児については、今市幼稚園に「幼児通級指導教室^{※47}」を設置して専任の幼稚園教員を配置するとともに、神西、平田、大社、中部小学校の通級指導教室に幼児通級指導員^{※48}を配置し、発達を促す個別の指導や相談を行います。

⑦早期からの幼児への支援

早期からの教育相談及び支援を行うため、幼児早期支援相談員^{※49}を配置し、幼稚園・保育所等への巡回訪問等を通して幼児の支援や教職員への指導・助言を行います。

⑧教育・発達支援センター（仮称）の整備

近年増加している発達障がいなど支援が必要な子どもたちやその保護者の相談・支援を行うため、保健、福祉、医療、教育等の連携・協力体制を構築し、乳幼児期からの一貫した発達支援を行う仕組みづくりに取り組みます。また、その体制がより効率的に機能するよう、健康福祉部門と連携した複合施設の整備を検討します。

（２）不登校対策の充実

①引きこもり傾向の児童生徒の支援

引きこもり傾向の児童生徒を支援するため、不登校対策指導員^{※50}を配置し、家庭訪問や学習指導、体験活動等を行いながら、継続して不登校の改善に取り組みます。

②学校復帰に向けた支援

不登校の児童生徒を支援するため、学校や保護者との連携を図りながら教育支援センター^{※51}での学習指導、体験活動等を行い、学校復帰や社会的な自立をめざした支援に取り組みます。

③学校での不登校対策

不登校や不登校傾向^{※52}にある児童生徒を支援するため、各学校で不登校対策コーディネーター^{※53}を指名し、校内支援会議を開催し組織的な不登校対策に取り組むとともに、不登校相談員^{※54}による個別対応や家庭訪問等の支援を行います。

これら①～③の支援を行うため、児童生徒支援調整員^{※55}を配置し、保護者相談や学校訪問を通して支援方法の調整を図るとともに、心理相談員による児童生徒や保護者のカウンセリング等の支援を行います。

(3) いじめ問題対策等の取組

①いじめや問題行動への取組

いじめの未然防止と人権意識の高揚をめざして行うフレンドシップ事業^{※56}や、楽しい学校生活を送るためのアンケートを活用していじめが起らない学級づくり・学校づくりに努めます。また、インターネットによるトラブルやいじめを防止するために、児童生徒への情報モラル教育や保護者への啓発活動に取り組みます。

いじめ・問題行動等に対しては、早期発見・早期対応を図るとともに、心理相談員やスクールソーシャルワーカー^{※57}を配置・活用して、家庭や行政、福祉関係施設など外部機関と連携しながら児童生徒への指導・支援を行います。

また、警察や少年補導員^{※58}と連携し、青少年の非行の状況などを、学校、保護者、地域が学ぶ機会を設けます。

②いじめ問題対策委員会の開催

いじめ問題対策委員会^{※59}を定期的に行い、対策の検証や専門的提言により、いじめの防止等にかかる対策を実効的に行います。また、重大事態^{※60}が発生した場合には、速やかに調査を行い、課題の整理や今後の取組について審議します。

(4) 日本語指導の充実

日本語指導が必要な帰国・外国籍児童生徒の在籍する学校に日本語指導員^{※61}や日本語指導補助員^{※62}を配置もしくは派遣し、一人一人の実態に応じたきめ細かな教育を行うとともに、施設・設備の環境の改善に努めます。

4 学校給食の充実

- (1) 安全・安心でおいしい給食の推進
- (2) 学校給食センターの再編整備

食への関心が高まる中、給食の果たすべき役割は、極めて重要となっています。栄養のバランスがとれた給食、地元産食材を使用した給食、食育につながる給食、食物アレルギーに対応した給食など、「安全・安心でおいしい給食」を提供します。

給食を安定的に提供するため、安全で衛生的な給食設備を維持する一方、老朽化した施設を改築するとともに学校給食センターを再編し、効率的な給食運営体制の構築を図ります。

また、学校給食会のあり方について、検討していきます。

(1) 安全・安心でおいしい給食の推進

①地産地消の推進

地元産食材の活用は、給食の安全・安心を図るうえで重要であるとともに、子どもたちが地域への愛着や感謝の心を育むための教材となることから、給食の地産地消を推進します。また、給食や地元産食材を活用した食育指導（栄養教諭等による食に関する授業、給食の時間や親子調理教室等での指導）の充実を図ります。

地元産食材の活用にあたっては、需要と供給のバランスが重要なことから、関係団体で組織する「学校給食地産地消推進ネットワーク会議^{※63}」の中で、密接な情報交換を図ります。

②設備・機器の計画的更新、衛生管理の充実

長期的な視野に立ち、給食施設の設備・機器の計画的な修繕や更新に努め、適切な維持管理を行います。

また、「学校給食衛生管理基準^{※64}」に基づき、各学校給食センターにおける衛生管理の徹底を一層図るとともに、納入事業者の衛生管理についても指導を徹底します。

③アレルギー対応給食の推進

食物アレルギーがある園児児童生徒に対する給食の提供にあたっては、「出雲市食物アレルギー対応給食ガイドライン^{※65}」に基づき、保護者や学校・医師と十分な連携を図り、給食施設・設備等に応じて可能な限り、除去・代替給食の提供に努めます。また、教職員を対象にした食物アレルギーに関する研修会を計画的に実施し、正しい認識と適切な対応の周知に努めます。

(2) 学校給食センターの再編整備

①斐川学校給食センターの移転新築

施設の老朽化、狭隘化により、衛生管理面が脆弱である斐川学校給食センターを移転新築します。

②佐田・多伎・湖陵の学校給食センターの統廃合

佐田、多伎、湖陵の学校給食センターは、老朽化による施設の改修に多額の費用が必要であり、今後児童・生徒数も減少する見込みであることから、距離的に近く、衛生管理面が充実している出雲学校給食センターに統合します。

③配食対象校の見直し

学校給食センターの再編整備に伴い、効率的な配送や配食数の平準化を図るため、各学校給食センターの配食対象校を見直します。

5 学校施設の整備

- (1) 耐震化の早期完了
- (2) 新增改築事業の推進
- (3) 施設環境の向上
- (4) 大規模改造・営繕事業の推進

平成24年3月に策定した「出雲市学校施設整備・耐震化基本計画^{※66}」に基づき、学校施設（小学校、中学校、幼稚園）の耐震化対策、老朽改築・増築・大規模改造等を実施し、学校教育環境の改善を図ります。

また、学校施設の長寿命化計画を策定し、トータルコストの縮減に努めるとともに、エアコン整備、トイレの洋式化、バリアフリー化などの質的環境整備を積極的に推進します。

（1）耐震化の早期完了

学校施設の耐震化対策は、最優先の課題として取り組んだ結果、平成28年3月末の耐震化率は、学校では88.6%（小学校88.9%、中学校88.1%）、幼稚園では89.3%となっています。

一方、全国の学校施設の耐震化率98.1%や県の95.6%と比較すると、本市は、それぞれ9.5ポイント、7.0ポイント低い状況です。

学校施設は、子どもたちの安全確保はもとより、災害時の避難所としても、重要な役割を担っていることから、出来るだけ早期に耐震化を完了させるため、引き続き積極的に取り組みます。

（2）新增改築事業の推進

学校再編による新設校の整備については、地域の住民、保護者と密接に意見交換を行い、様々な提案やニーズ等に配慮した整備に取り組みます。

また、老朽化した建物の構造耐力、経過年数等を総合的に判断し、改築が必要と判断された学校施設は、計画的に改築工事を行い、安全安心で良好な学習環境を確保します。平成27年度から事業開始をしている第三中学校校舎及び屋内運動場については、平成31年度の完成をめざします。

さらに、第一中学校南校舎、第二中学校北校舎、今市小学校北校舎、大津小学校屋内運動場等についても、できるだけ早期の完成をめざし取り組みます。

(3) 施設環境の向上

学校は児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であることから、安全安心に加え、快適な学習環境づくりに向け、普通教室へのエアコン設置及びトイレの洋式化に取り組みます。平成28年度から実施している中学校普通教室のエアコン設置については、平成30年度の完了をめざし、小学校普通教室のエアコン設置及びトイレの洋式化については、出来るだけ早期に事業着手できるよう努めます。

また、障がいのある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、スロープの設置や多目的トイレの設置等のバリアフリー化に取り組みます。

さらに、学校内での児童生徒等の安全を確保するため、職員室等の管理諸室からの見通しを確保し不審者の侵入対策を行うなど、各学校の実状に応じた防犯対策を推進します。

(4) 大規模改造・営繕事業の推進

本市の学校施設は築25年以上経過した施設が全体の2/3を占める状況であり、機能面・安全面での老朽化対策が課題となっています。

そこで、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減、予算の平準化を図りつつ、求められる機能を確保するため、学校施設の長寿命化計画を策定します。この計画を基本として、計画的かつ早急に老朽化対策を進めます。

また、現地調査等により、施設の劣化状況、学校現場のニーズへの適合状況などの把握に努め、各種法令の遵守はもとより、安全対策、防災対策に配慮した修繕を迅速に実施します。

資

料

編

1 用語の解説

※1 認可保育所

児童福祉法第35条の規定により、都道府県知事が認可する児童福祉施設で、0歳から就学前までの子どもが入所する施設。保育所の入所にあたっては、保護者の就労などの事由により、保育を必要とすることが条件となる。

※2 (幼保連携型) 認定こども園

認定こども園とは、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行い、親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設で、都道府県知事が条例に基づき認定する。幼保連携型認定こども園は、認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うものである。

※3 認定保育所

出雲市が独自に認定する、都道府県知事の認可を受けていない保育施設。保育室等の設備や面積、保育に従事する職員の数及び資格など、市が定める基準を満たし、施設が自ら定めた指導計画により保育を行っていることと市長が認定することが条件となる。

※4 通級指導教室

各教科の指導は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を行う教室。

※5 不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が年間30日以上登校しないあるいはしたくともできない状況。

※6 小規模校

6～11学級の小学校、3～11学級の中学校。

※7 適正規模校

12～18学級の小学校、中学校。

※8 大規模校

19～30学級の小学校、中学校。

※9 地域学校運営理事会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5で規定されている「学校運営に関して協議」する機関。校長と協議の上、各校15人以内の理事を教育委員会が任命する。

※10 出雲市立小中学校再編方針

平成24年9月28日策定。小規模校化の課題を克服し、適正規模校化を図り、子どもたちに、より望ましい教育環境を整備するために、学校再編の方針を定めた。計画期間は、平成24年度から平成34年度まで。

※11 出雲市立幼稚園の閉園に関する方針

幼児教育の充実をめざす観点から、幼稚園における“より望ましい幼児教育環境”は、学級数を基準として判断することが適当との考えに基づいて、幼稚園の閉園の方針を示したもので、平成24年9月に教育委員会が策定。なお、対象となる幼稚園の閉園にあたっては、関係地元と協議し、了解が得られた場合、その翌年度からの園児募集を停止し、在園児すべてが卒園した段階で閉園を実施することとしている。

※12 出雲市教育政策審議会

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市の附属機関として設置した審議会。教育政策に関する基本的な考え方及び重点的な教育活動に関すること等について、調査及び審議する。

※13 総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき設置。市長及び教育委員会で組織し、協議・調整を行う。

※14 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度で、平成27年4月に本格施行された。市町村は、子育てに関わる関係者で組織する地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、これに沿って幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に実施・推進することとされている。

※15 危機管理幹

教育委員会における防災及び危機管理に迅速・的確に対処するために置く、教育委員会事務局の職員。

※16 危機管理マニュアル

学校保健安全法の規定により、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を学校が定めた対処要領。

※17 出雲市子ども安全センター

出雲市における子どもの安全対策等を推進するために、平成17年に出雲市・出雲市教育委員会・出雲警察署の三者による「覚書」を締結し設置された施設。

※18 出雲市通学路交通安全プログラム

出雲市内の小・中学校の通学路の交通安全を確保するために基本方針等を示したプログラム。

※19 出雲市通学路安全推進会議

出雲市内の小・中学校の通学路の交通安全を確保するためにつくられた推進体制。

※20 いずもオロチネット

出雲市教育委員会と学校を結ぶ教育イントラネット。

※21 出雲市立小中学校情報セキュリティ基準

組織として一貫したセキュリティ対策を行うために、組織のセキュリティ方針と対策の基準を示したもの。

※22 学校事務改善委員会

教育委員会の学校事務支援に係る業務及び事務支援グループの業務並びに学校における事務等の実施状況を検証するために、校長、教頭、教務主任の代表及び統括事務支援グループ長並びにグループ長で構成する委員会。その内容を教育長に報告する。

※23 学校事務支援グループ

学校の管理運営に係る業務を組織的かつ集中的に処理し、学校管理運営の適正化・効率化を図るため、学校事務職員が共同して事務を行う組織。

※24 校務支援システム

学校の定型的な事務を電算化し、校務事務の軽減を図るシステム。

※25 アクティブラーニング

教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、子どもが主体的に参加し、仲間と深く考えながら課題を解決する指導・学習法の総称。具体的には、体験学習、調査学習、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワークなど。

※26 英語指導助手

主に小学校の外国語活動で担任を補助し、発音、会話等の指導を行うために配置されている者。

※27 外国語指導助手

主に中学校で英語科教員を補助し、発音、会話等の指導を行うために配置されている外国人。

※28 保幼小交流の日

就学予定児及びその保護者が就学への不安を解消するために、入学予定校で在校生と交流する日。

※29 義務教育学校

小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校。

※30 幼児教育指導員

幼児教育に精通し、幼稚園・保育所等の職員に対し、幼児教育全般の指導、助言、相談、研修などを行う者。

※31 一時預かり事業（幼稚園型）

急な用事や短期のパートタイム就労などのため子どもを預ける必要が生じた保護者を支援するため、通常教育時間外や夏休みなどの長期休業期間中に、幼稚園で在園児の保育を行う事業。子ども・子育て支援新制度において、子ども・子育てに係るサービス事業の一つとして位置づけられている。

※32 年中児発達相談事業

3歳児健診から小学校に入学するまでの間の子育てや発達に関する相談や支援を行うため、年中児（年度中に5歳となる幼児）の保護者を対象とするアンケートを活用して実施する相談事業。子どもの育ちを切れ目なく支えるとともに、円滑な就学につなげるために、幼稚園・保育所等、小学校、市及び教育委員会が共同で事業実施する。

※33 LGBT

「Lesbian」（レズビアン）、「Gay」（ゲイ）、「Bisexual」（バイセクシャル）、「Transgender」（トランスジェンダー）の頭文字をとった略語で「性的少数者」のこと。LGBT等、性的少数者とされる児童生徒については、学校生活を送るうえで、特有の支援が必要な場合があることから、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められている。

※34 DV

「Domestic Violence」（ドメスティック・バイオレンス）の略。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力。元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。「子どもが直接的な被害者になる」「暴力の目撃者になる」「暴力は次世代に受け継がれる」「子どもの安全な生活や発達が保障されない」等、子どもへの影響も大きい。

※35 理科学習内容検討委員会

出雲科学館において実施する理科学習の内容について検討するため設置している委員会。委員は、出雲市教育研究会理科部会の構成員等により構成。

※36 特別支援教育指導員

学校の特別支援教育に関する指導助言や就学相談を行う者。

※37 心理相談員

臨床心理士（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格）の資格を有し、児童生徒、保護者のカウンセリングや児童生徒の見立てを行う者。

※38 特別支援教育コーディネーター

特別な支援が必要な児童生徒への適切な支援のために、関係機関等と連絡・調整し、協同的に対応するための役割を担う教員。

※39 特別支援教育推進委員会

小・中学校の通常の学級に在籍し特別な支援が必要な児童生徒へ、より適切な支援を行うために、学校の支援体制等への指導助言を行う教育委員会の附属機関。

※40 通級指導教室指導員

通級指導教室の状況把握のための学校訪問や、入級に伴う状況把握と、児童生徒の在籍校と通級指導教室設置校との連絡・調整を行う者。

※41 通級指導ヘルパー

通級指導教室の実態に応じ、通級指導教室担当教員とともに、指導を行う者。

※42 特別支援介助者

肢体不自由や自閉症など日常的に介助を必要とする児童生徒の支援を行う者。

※43 特別支援補助教諭

比較的重度の障がいのため、幼稚園での保育にあたり特別な支援を要する園児に対し、きめ細やかな保育・教育を行うための補助者。

※44 特別支援教育補助者

学習上や生活上に困難を抱えている児童生徒へ支援を行う者。

※45 幼稚園ヘルパー

軽度な発達障がいなど、幼稚園での保育にあたり特別な支援を要する園児に対し、きめ細やかな保育・教育を行うための補助者。

※46 インクルーシブ教育

障がいの有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育。平成23年7月に成立した改正障害者基本法で盛り込まれた。障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

※47 幼児通級指導教室

今市幼稚園に設置している幼児のための通級指導教室。言葉や聞こえ、情緒等に課題のある就学前の幼児に対し、発達を促す個別の指導や相談を行う。

※48 幼児通級指導員

小学校の通級指導教室で、幼児のための通級指導を行う者。

※49 幼児早期支援相談員

特別な支援を要する幼児に対し、早期からの支援を行うための専門知識を有する者。関係機関との連携や専門機関への接続、巡回訪問による情報収集、就学期における個別支援、保護者カウンセリング等を行う。

※50 不登校対策指導員

家庭に引きこもりがちな児童生徒の学校復帰や社会的自立のために、家庭訪問等により児童生徒の状況に応じた個別の支援を行う者。

※51 教育支援センター

不登校の児童生徒の学校復帰や社会的な自立を目的とした施設で、本市は県内で唯一の複数施設（「すずらん教室」、「光人塾」、「コスモス教室」の3施設）を運営している。

※52 不登校傾向

休みがちだが不登校による欠席が30日未満である状態、または登校しても教室に入ることができず別室で過している状態。

※53 不登校対策コーディネーター

関係機関と連絡・調整を図りながら、学校の不登校対策の中心的役割を担う教員。

※54 不登校相談員

不登校の早期発見・早期対応や未然防止のために、児童生徒や保護者の相談、家庭訪問等の支援を行う者。

※55 児童生徒支援調整員

不登校の児童生徒に対して、教育支援センターや不登校対策指導員等の支援が適切に受けられるように、連絡・調整を行う者。

※56 フレンドシップ事業

いじめの未然防止や人権意識の高揚のために、各小・中学校で実施している児童会や生徒会を中心とした取組を推進する、平成19年度から実施している出雲市独自の事業。

※57 スクールソーシャルワーカー

社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境への働きかけを行う専門家。

※58 少年補導員

少年の非行防止・健全育成のために警察から委嘱されたボランティア。

※59 いじめ問題対策委員会

「いじめ防止対策推進法」第14条第3項に規定された教育委員会の附属機関。

※60 重大事態

「いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」又は「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」。

※61 日本語指導員

教員免許を有し、出雲市内の小・中学校に在籍する日本語が十分でない児童生徒に対して、その実態に応じて日本語指導または学習支援等を行う者。このうち、巡回日本語指導員は、来日間もない児童生徒の中途転入のあった学校において、対象児童生徒に対する初期日本語指導を週20時間、おおむね2～3ヵ月間行う。

※62 日本語指導補助員

出雲市内の小・中学校に在籍するポルトガル語を母語とする児童生徒に対して、学校での学習や活動の際に通訳支援を行うとともに、休憩時間に話し相手になるなど、心のケアを行う者。

※63 学校給食地産地消推進ネットワーク会議

地産地消の推進にむけて、生産・加工・流通等に直接携わる関係者と市の関係者で、平成25年10月に立ち上げた組織。野菜と米粉については、別途専門部会を設置している。

※64 学校給食衛生管理基準

学校給食の施設及び設備、食品の取扱い、調理作業、衛生管理体制等について、文部科学省が定め、平成21年4月1日から施行した基準。

※65 出雲市食物アレルギー対応給食ガイドライン

給食センター及び学校での食物アレルギー対応の管理と指導等について、出雲市教育委員会が平成26年2月に定めたガイドライン。

※66 出雲市学校施設整備・耐震化基本計画

出雲市の学校施設（小・中学校・幼稚園）の現況と課題を把握するとともに、今後15年間を目途とした効率的な学校施設整備と耐震化を図ることを目的として、平成23年度に作成したもの。

2 法令の解説

法令1：教育基本法

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

法令2：地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

法令3：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

3 児童生徒等の現状

(1) 児童生徒数と規模別学校の推移（出雲市立小中学校再編方針より）

児童生徒数・通常学級数の推移と推計

（単位：人・クラス）

年 度	小学校		中学校		計	
	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
H24	9,880	382	4,964	142	14,844	524
H28	9,334	386	4,838	155	14,172	541
H32	9,419	385	4,488	148	13,907	533
H36	9,317	384	4,590	151	13,907	535

規模別小学校数の推移と推計（ ）内は学級数。分校は除く。（単位：校）

年 度	過小規模校 (0～5)	小規模校 (6～11)	適正規模校 (12～18)	大規模校 (19～30)	過大規模校 (31～)	計
H24	10	16	8	7	0	41
H28	9	13	8	7	0	37
H32	8	13	8	7	0	36
H36	7	16	8	7	0	36

規模別中学校数の推移と推計（ ）内は学級数。分校は除く。（単位：校）

年 度	過小規模校 (0～2)	小規模校 (3～5)	適正規模校 (6～18)	大規模校 (19～30)	過大規模校 (31～)	計
H24	0	6	9	0	0	15
H28	3	3	8	0	0	14
H32	3	3	7	1	0	14
H36	3	4	6	1	0	14

(2) 全国学力・学習状況調査（平成28年度）

（単位：%）

質 問 項 目	小学6年生			中学3年生		
	市	県	全国	市	県	全国
将来の夢や目標を持つ子ども	86.3	85.0	85.3	72.6	70.8	71.1
失敗を恐れなくて挑戦する子ども	77.7	77.2	76.1	73.0	72.0	69.6
住んでいる地域の行事に参加する子ども	74.2	76.5	67.9	44.2	49.5	45.2
地域や社会で起こっている問題や出来事に興味を持つ子ども	75.1	73.4	70.6	71.7	70.5	65.8

※児童生徒質問紙回答結果から。肯定的な回答をした児童の割合

(3) 特別支援学級の在籍児童生徒数の推移 (単位:人)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	児童数	167	176	191	206
	クラス数	74	73	77	80
中学校	生徒数	105	109	116	122
	クラス数	37	38	37	34

※各年度5月1日現在

(4) 通級指導教室に通う児童生徒数の推移 (単位:人)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
小学校	224	239	246
中学校	85	82	83

※各年度2月1日現在

(5) 不登校児童生徒数 (1,000人あたり) (単位:人)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度
小学校	市	5.3	4.7	5.0
	県	4.7	5.1	5.5
中学校	市	31.4	31.4	26.4
	県	32.2	28.6	27.5

(6) 児童生徒のいじめ認知数 (1,000人あたり) (単位:人)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度
小学校	市	1.8	1.1	4.4
	県	3.7	10.9	15.2
中学校	市	5.2	9.9	11.6
	県	7.5	11.0	16.2

(7) 児童生徒の暴力行為発生数 (1,000人あたり) (単位:人)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度
小学校	市	0.1	1.1	1.3
	県	2.4	2.1	5.0
中学校	市	8.2	11.3	10.7
	県	14.8	14.8	17.5

(8) 日本語指導対象児童生徒数の推移【母語別】

(単位:人)

区 分	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	小学生	中学生	計									
ポルトガル語	9	2	11	27	6	33	48	21	69	58	21	79
フィリピン語 タガログ語	1	4	5	3	3	6	5	3	8	3	4	7
中国語	2	1	3	3	2	5	4	2	6	3	1	4
韓国語	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1
インドネシア語	0	0	0	1	0	1	2	0	2	3	0	3
モンゴル語	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	2
英語	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0
日本語	6	2	8	5	0	5	8	0	8	14	1	15
合 計	18	9	27	41	11	52	69	26	95	84	27	111

※各年度5月1日現在

(9) 児童虐待相談数

(単位:件)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市	10	7	6
県	40	368	321

※認定したケースのみの件数

(10) 耐震化の状況（非木造：小・中・幼）

（単位：棟、％）

全棟数 （2階建て以上又は200㎡超）（A）		（B）	耐震化済		耐震化が必要			未診断	耐震化率 （B）/（A） ％	
			新耐震	補強完了 I s 値0.6以上	I s 値					
					0.3未満	0.3～0.6				
小学校	校舎	89	78	40	38	11	0	11	0	87.6
	屋内運動場	37	34	22	12	3	0	3	0	91.9
小学校計		126	112	62	50	14	0	14	0	88.9
中学校	校舎	45	39	36	3	6	0	6	0	86.7
	屋内運動場	14	13	13	0	1	0	1	0	92.9
中学校計		59	52	49	3	7	0	7	0	88.1
小・中学校計		185	164	111	53	21	0	21	0	88.6
幼稚園	園舎	28	25	17	8	3	0	2	1	89.3
総計		213	189	128	61	24	0	23	1	88.7

※平成27年度末現在

(11) 学校給食における地元産食材の使用割合

（単位：％）

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度
地元産のみ	市	46.3	49.9	57.8
	県	36.4	41.3	43.3
地元産＋島根県産	市	54.2	56.2	66.2
	県	51.0	57.0	58.6

※この数値は、毎年度6月及び11月のそれぞれ指定された1週間の間に学校給食で使用された食材のうち、島根県内で生産、収穫が難しい品目を除いた11品目について算出した地元産等の使用割合。

主な品目のH27年度使用割合（地元産のみ）

米 100％、乳製品 90％、野菜類 69％、果実類 68％

4 出雲市教育大綱

出雲市教育大綱

《平成29年度～平成33年度》

出 雲 市

平成28年9月

第1章 はじめに

1 教育大綱策定の背景と趣旨

平成27年4月から、改正・施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4の規定により、市長と教育委員会が協議・調整する場として、「総合教育会議」を設置することとなりました。

また市長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、地方公共団体の実情に応じた「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を、「総合教育会議」において協議・調整した内容に基づき定めることとされています。

出雲市では、学校教育に特化した出雲市教育委員会の特性に鑑み、学校教育への取組の方針や目標を示した、「出雲市教育大綱」（以下「大綱」という）を策定します。

2 大綱の位置付け

この大綱は、教育基本法第17条第2項に基づき策定する、「第3期出雲市教育振興計画」（平成28年度策定）の根幹を成すものです。また、出雲市の総合振興計画である『出雲未来図（2012～2021）』のまちづくりの基本方策のひとつである「人材育成都市の創造」における教育部門の構想・計画に沿ったものです。

3 期 間

大綱期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とし、社会情勢の変化等により見直しを必要とする場合は、総合教育会議で協議・調整を行います。

第2章 大綱

1 基本理念

家庭・地域・学校で育む出雲の教育
～出雲の未来を切り拓くしなやかでたくましい人づくり～

2 教育目標

(1)豊かな心と健やかな体をもち、自信をもって生きぬく人を育てます。

(2)ふるさとへの誇りと愛着をもち、社会の発展に寄与する人を育てます。

(3)確かな学力と豊かな創造性をもち、広い視野で世界にはばたく人を育てます。

3 重点目標

(1) 一人一人に生きる力を育む教育

①豊かな心

これからの時代をたくましく生きぬくために、「心の教育」を積極的に進め、生命を尊重する心、他人を思いやる心、倫理観、正義感等、人としてのあり方や生き方を学び、コミュニケーション能力を備えた、人間性豊かな児童生徒を育成していきます。

②健やかな体

健やかな体を育むために、家庭や地域と連携を図り、日常生活において正しい生活習慣を身につけさせるとともに、適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるようにします。

③確かな学力

幼児期は、学びに向かう力を育む重要な時期であり、就学前教育の充実に努めます。

義務教育においては、児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細やかな学習指導の充実に図るとともに、家庭での学習習慣の定着化や学習支援施策の実践など、学力向上に向けた対策を講じていきます。また、教職員の資質の向上を図るとともに、教員が児童生徒と向き合う時間の確保に努めます。

(2) 一人一人を大切にす教育

①不登校、いじめ、問題行動などへの対応

不登校、いじめ、問題行動などへの適切な対応を行うため、教職員はもとより市、教育委員会、児童相談所をはじめとする専門機関及び関係機関等が連携を密にし、支援体制の充実・強化を図るとともに、未然防止に向けた取組を行います。

②特別支援教育

身体的障がいや発達障がいなど、特別な支援を必要とする園児、児童生徒に対し、関係機関も含めた支援体制の構築及び施策の充実強化に取り組みます。

(3) ふるさとへの誇りと愛着を醸成する教育

“縁結びのまち出雲”をはじめとする出雲が有するブランド力を発信し、ふるさとの発展に貢献できる人材を育成するため、児童生徒がふるさとのよさを知り、ふるさとへの誇りと愛着をもつ教育を推進します。

(4) 家庭・地域と協働する学校・園づくり

地域学校運営理事会、幼稚園運営協議会を核として、家庭や地域から多くの人たちが学校の運営に積極的に関わり、様々な形で園児、児童生徒を支援していく体制強化に取り組みます。また、学校からも地域に対して貢献できるような取組を行うことで、家庭・地域と協働する学校づくりを進めます。

(5) 教育環境の充実

安全・安心で良好な学習、生活環境を確保するため、必要な増改築、特別支援学級への対応など、耐震化対策とあわせた施設整備を進めます。

5 第3期教育振興計画の策定経過

(1) 諮問書

教 政 第 2 8 3 号

平成28年(2016)7月7日

出雲市教育政策審議会 会長 様

出雲市長 長 岡 秀 人

諮 問 書

出雲市では、教育基本法第17条第2項の規定に基づく国の「教育振興基本計画」を参酌して策定した「第2期出雲市教育振興計画」により、『家庭・地域・学校で育む出雲の教育 ～出雲の未来を切り拓くしなやかでたくましい人づくり～』を基本理念に教育行政を進めているところです。

この教育振興計画は、「出雲未来図」及び「出雲未来図前期基本計画」を踏まえて策定したもので、平成25年度から平成28年度までを計画期間としているため、平成29年度からの、第3期となる新たな出雲市教育振興計画を策定することが必要となっています。

また昨年度の、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、市長が「出雲市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めることとなっており、現在、「第2期出雲市教育振興計画」を大綱とみなしているところですが、この教育振興計画の計画期間終了に伴い、大綱も今年度新たに策定します。

つきましては、下記の事項について諮問いたしますので、ご審議のうえ、答申していただきますようお願い申し上げます。

記

- ・別に策定する、「出雲市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を踏まえた、第3期出雲市教育振興計画のあり方について

以上

(2) 委員名簿

出雲市教育政策審議会委員名簿

区分	氏名	主な役職等
会長	山下 政俊	元島根大学教育学部教授、学部長 邑南町教育委員会 専任講師
副会長	福間 正純	元今市小学校PTA 会長 出雲商工会議所 副会頭
委員	青木 敏章	出雲市小学校長会 会長 今市小学校 校長
	荒木 陽子	子育て講座 主宰
	井山 和美	窪田小学校地域学校運営理事会 理事 主任児童委員
	大場 利信	出雲市議会文教厚生委員会 委員長
	小原真由美	前ハマナス保育園 園長
	小村 一志	元出雲市幼稚園PTA連合会 会長 元荒木幼稚園愛育会 会長
	蒲生 千登	大社小・大社中学校地域学校運営理事会 理事 日御碕コミュニティセンター長
	河上 史子	島根県地域国際交流協会連合会 大社・多伎地区代表
	下手 泰子	出雲市教育委員会 委員
	土江 優	元島根県 PTA 連合会 副会長 前荘原小学校PTA 会長
	内藤 祐馬	出雲青年会議所 理事長
	西村 俊	元平田青年会議所 理事長
	福田 康伴	元大津小学校 PTA 会長 元出雲青年会議所 理事長

[委員は五十音順 敬称略]

※選出区分は、

市議会議員、教育委員会委員、識見を有する者、地域学校運営理事会理事、保護者

(3) 開催状況

期日	議題等
平成28年 7月 7日	・ 諮問
平成28年10月17日	・ 諮問事項についての審議
平成28年10月25日	・ 諮問事項についての審議
平成28年11月 1日	・ 諮問事項についての審議
平成28年11月17日	・ 諮問事項についての審議
平成28年11月22日	・ 答申